

○厚生労働省告示第四百七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
エルトロンボパグ	慢性型特発性血小板減少性	ノバルティスファーマ株式会社	平成二十七年
オラミン	紫斑病における血小板減少 の改善	東京都港区虎ノ門一丁目二十三番 一号	十月二十七日
オファツムマブ（遺伝子組換え）	慢性リンパ性白血病	ノバルティスファーマ株式会社	平成二十七年
パゾパニブ塩酸塩	進行性悪性軟部腫瘍	東京都港区虎ノ門一丁目二十三番 一号	十月二十七日

SBC-102

リソソーム酸リパーゼ欠損症

アレクシオンファーマ合同会社

平成二十七年

東京都渋谷区恵比寿一丁目十八番
十四号恵比寿ファーストスクエア

十月二十九日

ドリサペルセンナト

Duchenne型筋ジス

BioMarin Pharma

平成二十七年

リウム

トロファイ

ceutical Japan株

十一月六日

株式会社 東京都渋谷区代々木二丁

目十一番十七号ラウンドクロス新

宿

エロツズマブ（遺伝

再発又は難治性の多発性骨

ブリストル・マイヤーズ株式会社

平成二十七年

子組換え）

髄腫

東京都新宿区西新宿六丁目五番

十一月十九日

一号

テノホビル アラフ

HIV感染症

日本たばこ産業株式会社 東京都

平成二十七年

エナミドフマル酸塩

港区虎ノ門二丁目二番一号

十一月十九日